

9. 配慮計画書に対して提出された意見書の概要、配慮計画審査書に記載された意見及びそれらに対する事業者の見解

9.1 配慮計画書に対して提出された意見及びそれに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年堺市条例第 78 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定による意見はなかった。

9.2 配慮計画審査書に記載された意見及びそれらに対する見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年堺市条例第 78 号）第 11 条第 1 項の規定によって述べられた配慮計画審査書における意見、及びそれに対する事業者の見解は、表 9-1～表 9-2 に示すとおりである。

表 9-1 配慮計画審査書に記載された意見及び事業者の見解（1/2）

配慮計画審査書に記載された意見	事業者の見解
1. 全般事項 (1) 今後の事業計画の具体化に当たっては、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて駐車台数を見直すなど、適切な事業計画を検討すること。	今後の関係者協議や社会情勢の変化等も踏まえ、適切な駐車場計画を検討していきます。
(2) ICT を活用した高速道路への誘導や駐車場予約システムの導入による来場時間の平準化など、周辺交通への影響を極力抑えるための交通計画について検討すること。	周辺交通への影響を極力抑える具体的な交通計画については、「2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」（2021 年 7 月設置）において、学識経験者や関係する行政機関、関係団体等と検討していきます。
(3) 基幹的広域防災拠点の一部を事業計画地としていることから、発災時において、防災拠点の機能に影響を与えないような対応について早期に検討すること。	基幹的広域防災拠点の管理者との協議を進め、防災拠点としての機能に影響を与えないよう検討した結果、事業計画地の一部見直しを行い、海とのふれあい広場を利用した範囲を、隣接する堺浜自然再生ふれあいビーチ東側の民間地(未利用地)へ変更することとしました。
(4) 施設の設計に当たっては、駐車場内及び周辺道路の円滑な交通や歩行者の安全が十分確保されるように、車路、歩道、照明、パークアンドライドバスの停留所等の施設の適切な配置について検討すること。	駐車場内及び周辺道路の円滑な交通、歩行者の安全が十分確保されるように、動線、施設配置を検討していきます。
2. 大気質、騒音、振動 (1) パークアンドライドバスの車種の選定に当たっては、最新の技術動向を踏まえ、走行に伴う大気汚染物質の排出並びに騒音及び振動の発生を極力低減可能な車種の選定に努めること。	最新の技術動向も踏まえ、大気汚染物質の排出、騒音及び振動の発生を極力低減できる車種の選定に努めます。

表 9-2 配慮計画審査書に記載された意見及び事業者の見解 (2/2)

配慮計画審査書に記載された意見	事業者の見解
<p>3. 人と自然との触れ合い活動の場</p> <p>(1) 事業の実施が、事業計画地の海岸部の一部に整備されている生物共生型護岸の生物生息環境及び人と自然との触れ合い活動の場としての利用に影響を及ぼさないよう配慮すること。</p>	<p>生物共生型護岸の生物生息環境をはじめ、観察会等の人と自然との触れ合い活動の場としての利用に配慮した計画（照明や排水施設等の配置、観察時のアクセス路確保等）を検討していきます。</p>
<p>(2) 海とのふれあい広場の一部を駐車施設として利用する場合は、ピーク時における施設利用状況の予測結果を踏まえ、施設供用時に、極力広場の利用者に影響を及ぼさないような対策を検討すること。</p>	<p>海とのふれあい広場の利用者に、できる限り影響を及ぼさないような対策を検討した結果、事業計画地の一部見直しを行い、海とのふれあい広場は利用しないこととしました。</p>
<p>4. 地球環境（地球温暖化）</p> <p>(1) パークアンドライドバスとして、その走行及び付帯設備の稼働に伴う二酸化炭素の排出を極力低減できる車種を選定することや、高効率照明の採用、低公害車の利用者に対する優遇措置など、最新の技術動向を踏まえ、事業の実施に伴う地球温暖化への影響を可能な限り低減するための取組について検討すること。</p>	<p>供用中の走行や付帯設備において、二酸化炭素の排出を極力低減できる車種を選定に努めます。また、高効率照明の採用や低公害車の利用促進方策等を検討していきます。</p>
<p>5. その他</p> <p>(1) 今後の環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業内容の検討により、駐車場利用者の海上輸送やそれに伴う海上工事等が発生し、新たな環境影響要因が生じた場合は、影響が想定される環境要素を環境影響評価項目として選定し、適切に調査・予測・評価を行うこと。 ・準備書における施設供用時の大気質、騒音及び振動の予測では、場内の車両走行及びアイドリングによる影響の試算結果を踏まえ、必要に応じてこれらの影響についても考慮すること。 ・本事業の実施に伴い、事業計画地近傍のみならず、より広域での交通量の変化が生じる可能性があることから、本事業に伴う交通影響の確認結果を踏まえ、実施計画書において大気質の予測地点、騒音、振動及び安全（交通）の調査・予測地点又は範囲を適切に設定すること。 ・準備書の段階では交通量の現地調査を実施し、休日を含む交通量の現況を把握すること。 	<p>船舶による海上輸送については、協会主体ではなく民間の船舶事業者が商用運航する方向で検討しています。海上輸送やそれに伴う海上工事が行われる場合には、影響が想定される環境要素について予測・評価を行い、参考値として準備書に記載する予定です。</p> <p>準備書における施設供用時の大気質、騒音及び振動の予測では、場内の車両走行及びアイドリングによる影響について予測を行い、必要に応じてこれらの影響について考慮する予定です。</p> <p>事業計画地周辺の休日を含む交通量調査を実施し、適切なアクセスルートや誘導方策等を検討した上で、大気質の予測地点、騒音、振動及び安全（交通）の調査・予測地点又は範囲を設定していく予定です。</p>